

東医体総合補償制度について

第 68 回東日本医科学生総合体育大会

東京大学医学部運営本部

保険傷病対策局局长:松村薫

MAIL:kaorutaichan2020@g.ecc.u-tokyo.ac.jp

第 68 回東医体では東医体総合補償制度を設け、大会参加者に対して 2 つの補償制度を用意しています。補償制度に加入することで、大会参加中の怪我や疾病、熱中症について補償を受けることができます。

(1) 大会参加者とは

「大会参加者」とは、エントリー登録された選手およびマネージャーのことをさします。エントリー登録をせず応援等のため大会会場に来ている方は、補償制度に加入することも、補償を受けることもできません。

(2) 補償制度の概要

① 参加者補償制度	大会参加者は<u>加入が義務付けられている補償制度</u>(※1)加入時に支払う金額:<u>1 人 1000 円</u>補償範囲:不慮の怪我・熱中症・疾病(※2) 対象者:エントリー登録をした選手およびマネージャー ・エントリー登録と同時に加入手続きが行われます。 ・加入時の支払義務は、エントリー登録をした選手およびマネージャー両者にあり、免除されることはありません。
② 上乗せ補償制度	希望者が加入し、補償額を上乗せすることができる補償制度加入時に支払う金額:<u>1 人 228 円～461 円</u>(※3)補償範囲:不慮の怪我(※2) 対象者:希望者(<u>ラグビー競技参加者は義務</u>) ・参加者補償制度に加え、更に充実した補償を必要とされる方が主な加入対象者となります。ただし、<u>ラグビー競技参加者は、上乗せ補償制度への加入も義務となっています。</u> ・加入時に支払っていただく金額は、競技開催期間に応じて決定されます。(※3) ・<u>選手はチーム単位、マネージャー(ラグビー競技のマネージャーも含む)は個人単位での加入となります。</u> ・エントリー登録時に、加入の有無を選択していただきます。

※1 東医体では、「参加者補償制度」へ加入することを大会参加者全員の義務としています。大会に参加すること自体に怪我をするリスクが伴いますので、万が一の事態に備えて、東医体運営側で定めています。

※2 詳しい補償金額・補償内容については、『参加者補償制度および上乗せ補償制度のご案内』をご覧ください。

- ①「参加者補償制度」では、不慮の怪我あるいは熱中症による入院・通院・死亡・後遺障害いずれの場合も補償されます。疾病に関しては、死亡・後遺障害についてのみの補償となっています。補償金額は、それぞれの場合で異なります。
- ②「上乗せ補償制度」では、不慮の怪我に対してのみ(入院・通院・死亡・後遺障害すべて)の補償額を上げることができます。熱中症および疾病については、補償金額を上げることができないのでご注意ください。

※3 上乗せ補償制度への加入時に支払っていただく保険料は、競技開催期間に応じて決定されます。「競技開催期間」とは、試合日、公開練習日、予備試合日を含む期間のことをさします。各競技での競技開催期間に応じて、エントリー登録終了後に最終的な金額が決定されます。上乗せ補償制度の保険料についての詳細は、『参加者補償制度および上乗せ補償制度のご案内』をご覧ください。

(3) 補償制度への加入方法

- ① 参加者補償制度加入が義務となっているため、エントリーシステムにて選手・マネージャーを登録すると同時に加入手続きが行われます。
- ② 上乗せ補償制度エントリー登録時に加入の有無を選択していただきます。選手はチーム単位での加入、マネージャーは個人単位での加入とします。一度申し込まれますと、保険料の支払いの義務が生じ、変更はできませんので加入の際はご注意ください。